

**西区地域プレイヤー交流会「ENISHI MEETS 2027」企画・運営業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1. 案件名称

西区地域プレイヤー交流会「ENISHI MEETS 2027」企画・運営業務

2. 業務の概要

(1) 事業目的

西区地域プレイヤー交流会「ENISHI MEETS」（以下、「交流会」という。）を開催し、地域活動に取り組むプレイヤー同士、地域活動に関心を持つ住民、そして西区が情報交換できる場を設ける。

交流会においては、既存のつながりにとどまらず、多様なプレイヤーと出会うことで、互いの活動内容や思い、課題意識を知る機会を創出する。これにより、参加者が自身の活動範囲を超えて、顔の見える関係性を広げ、相互理解と関心を深めることを目的とする。

こうした関係性の蓄積を通じて、将来的には、区内における新たなマッチングや連携・協働の創出、さらには地域における活動の継続や波及につながる良好なコミュニティを形成するための基盤づくりを目指す。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限額

上限 1,700,000 円（消費税・地方消費税含む）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、西区は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある

(2) 委託料の支払い

契約締結後、契約金額の 4 割（消費税・地方消費税含む）を上限として、受託者が業務に着手するために必要な経費として、受託者の請求に基づき前金払いをする。

業務完了後、本市の検査を経て、契約金額のうち前金払いをした金額を除く、残りの契約金額を、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙契約書案のとおり

4. 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 本社又は本店所在地が神戸市内にあること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 共同企業体による参加の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(4)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5. スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026 年 8 月 13 日（木曜） |
| (2) 参加申請書類・質問票の提出期限 | 2026 年 8 月 28 日（金曜）17 時 00 分 |
| (3) 質問に対する回答 | 2026 年 9 月 4 日（金曜）予定 |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 2026 年 9 月 29 日（火曜）17 時 00 分 |
| (5) 選定委員会 | 2026 年 10 月 1 日（木曜）、2 日（金曜）予定 |
| (6) 選定結果通知 | 2026 年 10 月上旬ごろ |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2026 年 10 月中旬ごろ |

6. 応募手続きに関する事項

(1) 公募要領の交付

ア. 交付開始 2026 年 8 月 13 日（木曜）

イ. 交付方法 神戸市ホームページの「事業者募集（委託業務など）」に掲載

(2) 参加申請書類・質問票の提出

ア. 受付期間 2026 年 8 月 13 日（木曜）～8 月 28 日（金曜）17 時 00 分まで（必着）

イ. 提出方法 本要領 9 記載の担当部署のメールアドレスにデータ（PDF）で提出
なお、電話等による質問は受け付けない。

ウ. 提出書類 ①参加申込書（様式第 1 号）

②神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 2 号）

- ③会社概要・団体概要（任意様式）
- ④質問票（様式第3号） ※質問がある場合のみ
- ⑤共同事業体結成届書（様式第4号）※共同事業体による申請のみ
- ※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②③を提出すること。

(3) 質問への回答

- ア. 回答時期 2026年9月4日（金曜）予定
- イ. 回答方法 神戸市ホームページ上で回答する
- ウ. その他 質問者の情報については公表しない。
また、回答については、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(4) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 2026年8月13日（木曜）～9月29日（火曜）17時00分まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領9記載の担当部署のメールアドレスにデータ（PDF）で提出
- ウ. 提出書類 ①企画提案書（A4、様式自由）
下記の内容を必ず含めること。
 - ・事業実施提案（別紙仕様書に記載している業務内容）
 - ・同種業務の実績
 - ・業務実施体制②見積書（A4、様式自由）
 - ・経費の詳細な明細を記載し、その金額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。③その他補足資料（任意）

7. 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、別紙評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 事業者選定委員会

- ア. 開催日時 2026年10月1日（木曜）、2日（金曜）（予定）
- イ. 場 所 西区役所
- ウ. 内 容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション

(3) 選定方法

- ア. 本企画提案の審査については、西区地域プレイヤー交流会「ENISHI MEETS 2027」業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて契約の相手方の候補者を選定する。なお、各審査員の評価点の平均が最低基準点（6割）に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

- イ. 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」の「Ⅰ. 企画内容」の合計点数により決定する。
- ウ. 参加申込者が1 者の場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、企画提案書等を基に書類審査を実施し、各審査員の評価点の平均が最低基準点（6 割）以上の場合、契約の相手方の候補者とする。
- エ. プレゼンテーション審査に先立ち企画提案書等を基に書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合がある。
- オ. 審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(4) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア. 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ. 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ. 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ. 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ. その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
 - カ. 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
 - キ. 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

(5) 選定結果の通知及び公表

2026 年 10 月上旬ごろを目途に、全ての参加者に通知するとともに、神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. その他

- (1) 本プロポーザルの応募・参加にあたって知り得た秘密は一切漏らしてはならない。
- (2) 本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外には応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- (6) 参加申込後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式 5 号）」により本要領 9 の担当部署に届け出ること。

9. 担当部署

神戸市西区総務部地域協働課 板戸・岩城

【所在地】〒651-2295 神戸市西区糺台 5-4-1

【メール】west@city.kobe.lg.jp

(別紙) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
Ⅰ. 業務実施、提案内容に対する評価		
企画	・交流会の目的や趣旨を十分に理解し、本業務の目的に沿った提案となっているか。 ・参加者同士の交流や関係構築に資する企画内容となっているか。 ・新規参加者及び既存参加者双方に配慮された内容となっているか。	30 点
参加者へのアプローチ	・新規参加者へのヒアリングによる、ニーズ把握や交流促進につながる取り組みが提案されているか。 ・過年度参加者インタビューを活用し、連携実績や今までの事業効果を適切に把握できる内容となっているか。	15 点
広報	・本交流会の参加者確保及び認知度向上が期待できる効果的な内容となっているか。	15 点
事前企画 【任意】	・任意項目を提案内容に含めているか。 ・本業務の目的に沿った独自性・創意工夫のある提案となっているか。	10 点
Ⅱ. 業務遂行能力、実施体制に対する評価		
実施体制	・参加者管理、会場運営、問い合わせ対応などを円滑に実施できる体制・スケジュールとなっているか。	10 点
実績	・過去に類似事業の実績があり、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10 点
Ⅲ. 価格の妥当性に対する評価		
見積額	価格点=5 点満点×（最低見積価格/事業者の提案価格） ※小数点第 1 位四捨五入	10 点
合計		100 点